

損害保険大学課程認定の取消・失効について

【認定の取消】

以下の要件に該当した場合、認定は取消となります。

1. 以下の認定要件を充足しなくなった場合

(1) 専門コース

次のすべての試験に合格していること（有効期限内に限る）

- ・ 損保一般試験「基礎単位」
- ・ 損保一般試験「商品単位」のいずれか1単位
- ・ 損害保険大学課程「専門コース」試験

(2) コンサルティングコース

次のすべての試験に合格していること（有効期限内に限る）

- ・ 損保一般試験「基礎単位」
- ・ 損保一般試験「商品単位」の全3単位
- ・ 損害保険大学課程「コンサルティングコース」試験

2. 認定申請の内容に偽り（または誤り）があった場合

理由の如何に関わらず、以下の情報のいずれかに偽り（または誤り）があり、認定要件を充たさないことが判明した場合

【登録・届出情報】

- ・ 登録または届出の有無
 - ・ 登録または届出年数の通算が2年を充たしていないことが判明した場合（注）
- （注）コンサルティングコースのみが対象となります。

【資格情報】

- ・ 資格種類
- ・ 合格判定日（指定試験期日を含む）
- ・ 資格有効期限年月日

3. 過去3年以内（注）に損害保険の業務に関し以下のいずれかに該当した場合

- ・ 認定取得者が損害保険の業務に関する不祥事件を惹起し、所属保険会社によって保険業法第127条（保険業法施行規則第85条）に基づき不祥事件の届出が行われた場合
ただし、管理責任に関する不祥事件届出が行われた場合で、店主または店主と同等の管理責任のある者の過失の程度が軽微であると所属保険会社に判断された場合は、この限りではない
- ・ 上記のほか、認定取得者が、損害保険の業務に関し著しく不適当な行為をなしたと所属保険会社に判断された場合

（注）認定日以降に上記のいずれかに該当し、事故日、事故発覚日、または当局への不祥事件の届出日のいずれかから、3年以内のものをいいます。

4. 反社会的勢力に該当等した場合

- ・暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます）に該当した場合、また、暴力、脅迫、威力または詐欺的言動その他違法ないし不当な言動を行った場合
- ・反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を持った場合

5. 認定取得者が自ら認定取消の意思表示をした場合

【認定の失効】

認定取得者が有効期限内に同認定の更新を行わなかった場合、認定が失効となります。